

雇用保険受給資格者の皆様へ

## 雇用保険失業認定日の特例措置について

緊急事態宣言解除に伴い、失業認定については、下記のとおり取扱いすることとなりました。

記

失業認定の取扱いについては、次の場合を除き、原則来所により行います。

- ・高年齢（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること又は妊娠中であることを理由に郵送での認定を希望される場合

郵送時は以下の点に留意して申請してください。

- ① 認定日の翌日から起算して7日以内に申請を行うこと。
- ② 失業認定申告書の備考欄に、高年齢・基礎疾患・妊娠中の場合は理由及び電話番号を記載すること。
- ③ 支給番号がわからない方は、求職番号（ハローワーク受付票の番号）を記入すること。
- ④ 失業認定申告書について、しおりP15～16を参考に、失業認定日前日までの状況を記入すること。

※ 郵送処理については、処理に時間を要するため支給が遅くなる場合があります。

また、記入もれ等がありますと、処理が行えない、または支給まで時間がかかる場合があります。

以上に留意し、受給資格者証（初回認定日の方で事前に交付を受けていない方は不要）を添えて下記まで送付してください。

（郵送事故防止のため、なるべく特定記録等で送付願います）

### 求職活動実績について

基本手当の給付を受けるためには、認定対象期間中に原則2回以上の求職活動実績が必要となりますが、郵送により失業認定を行う方で、感染予防のため求職活動を行えなかった場合については、求職活動をしなかった理由に「新型コロナウイルス感染防止のため」と記載してください。

（緊急事態宣言期間が認定期間に1日以上含まれる場合は、求職活動実績の基準を適用せずに給付を行うことができます）

※当初指定の失業認定日、または次回認定日の前日までに認定日を変更して来所していただき、失業の認定を行うことも可能です。

事前の連絡等は不要です。ご来所の際は、マスク着用等、感染予防対策をお願いします。

<送付先>

545-0004 大阪市阿倍野区文の里1-4-2

ハローワーク阿倍野 雇用保険給付課 認定担当 宛

<問い合わせ先>

阿倍野公共職業安定所 雇用保険給付課

06-4399-6007（11#）